

氏名	野尻 洋平
学位の種類	博士(社会学)
報告番号	甲第354号
学位授与年月日	2013年9月30日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号) 第4条第1項該当
学位論文題目	デイヴィッド・ライアンの監視社会論
審査委員	(主査) 成田 康昭 奥村 隆 間々田 孝夫 生井 英考 伊藤 守(早稲田大学教育・総合科学 学術院教授)

I. 論文の内容の要旨

情報技術の急速な進展を背景として、国家のみならず、様々な主体による監視は現代社会の重要な特徴の一つとなっている。本研究は、カナダの社会学者であるデイヴィッド・ライアの監視社会論の批判的検討をとおして、その現代社会論としての意義と限界をあきらかにすることを試みたものである。

本論文は、7つの章から構成されている。第1章では序論として、研究の背景・目的・研究対象の位置づけ、さらに先行研究の検討を行った上で本研究の研究課題と本論の構成が示されている。第2章ではライアの『監視社会』を詳細に検討することを通じて、ライアの描く「基本構図」を浮かび上がらせている。第3章から5章は本論文の中核部分をなし、ライアの「基本構図」から導かれた3つの研究課題を検討している。第6章は補論として、現代日本における「子どもの見守り」の問題を論じており、第7章では結論として、本論の問いであるライアの監視社会論の特質と限界を考察している。このうち、第3章、第4章、第5章、第6章は既発表の論文を大幅に書き改めたものである。

第1章では、本研究の背景として、監視社会論とはなにかを説明している。まず、ギデンズの『国民国家と暴力』および日本社会における管理社会論を「監視社会論の前史」として取り上げ、1970年代以降の社会構造的な変化とパラダイム転換を踏まえた上で、ギデンズや管理社会論に対する1990年代以降のライアの監視社会論の議論の変化を「監視」をめぐる問いの構図の転換であると位置づけている。

第2章では、ライアの主著である『監視社会』を詳細に読み解くことで、そのきわめて豊富かつ多様な事例と、独特なレトリックによって見えにくくなっている、ライアの監視社会論の基本問題や基本認識、基礎概念を析出している。この作業によって、ライアの監視社会論をささえている三つの要素が取り出されている。すなわち、第一に「監視」を「管理」と「配慮」という両義性をもつものとみなす「監視の両義性」テーゼ、第二に、現代の監視社会の勃興を「身体の消失」と捉え、これにたいする処方せんとして「再身体化」の倫理を主張する「身体の消失—再身体化」という論理構成、第三に、監視社会論を現代社会学における一般理論と接続させる役割を担うことで、現代社会論としての意義をあたえている「ポストモダニティ論」である。これら三つの要素について詳細にあきらかにすることを、3章以降の具体的な検討課題であるとしている。

第3章では、ライアの監視社会論をささえる第一の要素である「監視の両義性」テーゼについて、その思想的・方法的な背景と、そのテーゼによってもたらされる分析上の認識利得をあきらかにしている。ライアは初期の社会学的研究において「キリスト教社会学」という理論的・方法論的な立場を構築した。キリスト教社会学は、社会学的な方法によって社会的現実を把握し、それをキリスト教的な規範的価値にもとづいて批判的検討をくわえるという特異な方法論をそなえている。ライアはこうした独自の方法論を携えて中後期以降の情報社会・監視社会研究に向かい「監視の両義性」テーゼを析出したのである。現代の監視は「身体の消失」という近代社会の社会的条件の構造上の代替物として形成されてきた。この状況は、一方では功利主義的

な確率計算による合理的な「管理」を実現するが、他方では人間を「データの束」として把握することで、対面相互行為に自明の前提として付随してきた人間の意識・価値・規範といった概念を駆逐してしまう。その結果、本来両義性を有していた「監視」は、「管理」としての側面のみが膨張し、「配慮」としての側面が捨象されてしまうことにより「両義性」が破綻している。論者は「監視の両義性」テーゼはこのような考察を可能とする分析上の認識利得を有していると、結論づけている。

第4章では、ライアンの監視社会論をささえる第二の要素である「身体の消失」にたいする基軸原理としての「再身体化」という倫理について検討を行っている。ここで取られたのは、日本の法哲学者による代表的な監視社会論と、その倫理のもつ射程の対比的な検討である。ここで各論者の理論的な前提としての「人間像」の検討をとおして浮かび上がってきたのは、現代の監視社会をめぐる根本問題とは、人間が「データの束」として把握されることによって、近代的個人の構成要件である主体性や自律、自由といった観念が解体・消滅してしまうという事態だという点である。この根本問題にたいし、法哲学者の大屋雄裕は「主体の自由」を擁護するカント的な立場から、情報技術によって媒介された現代の監視技術そのものを否定する。一方、同じく法哲学者の安藤馨は「統治功利主義」の立場から、「功利性」の増大に資するものであるとして、現代の監視技術を肯定する。この両者に対比したとき、ライアンは「生身の人間性の倫理」による監視であることを条件に、現代の監視技術を部分的に肯定しているといえる。

こうした構図のもとでライアンの「再身体化」という倫理の射程を考察すると、つぎのように指摘することができるとしている。従来までの日本の監視社会論のフレームでは、人間を「データの束」として把握する状況を帰結する「身体の消失」という近代の基本問題にたいして、原理的な解決策を提示することはできていない。だが、ライアンの提示する「倫理」というフレームは、「再身体化」という主張を導き出し、対面相互行為における「身体化されたまなざし」を回復する途を提示することができるとしているのである。

第5章では、ライアンの監視社会論をささえる第三の要素である「ポストモダニティ論」について検討し、ポストモダニティ論が監視社会論といかなる結びつきをもつのかを考察している。論者はライアンの「ポストモダニティ」概念は、つぎの四点に要約できるとしている。第一に、神の「摂理」に替わる「進歩」の観念を内蔵したモダニティにおける「意味」の枯渇を指し示していること。第二に、モダニティにおける「意味」の枯渇は、情報社会および消費社会というふたつの現代社会の趨勢によって促進されていること。第三に、この概念が現代における宗教的な諸現象を社会理論的に説明しうる性能を有していると考えられていること。第四に、ポストモダン時代においては意味秩序の解体によって「倫理」をめぐる問いが個人に直接降りかかるとされていることである。

これらの「ポストモダニティ」概念の特徴は、すべてがライアンの監視社会論と体系的に結びつけられているわけではない。しかし、論者はこれらから、意味秩序が解体し、ひとつの混沌として表象される「ポストモダニティ」と、「身体的統合様式」から「非身体的統合様式」へという社会の統合様式の変容という議論を重ね合わせ、

社会の身体的な統合様式が機能しなくなった「ポストモダニティ」を、非身体的な統合様式によってつなぎ止めているのが現代の監視社会であるとしている。

第6章では、本研究の補論として、現代日本における「子どもの見守り」に監視技術としての情報技術が導入・受容されていくプロセスについて、ライアンの監視社会論を援用しつつ、後期近代化論における個人化論によって理論的な説明を試みている。この考察によって、現代日本において監視社会化が進行している背景には、人びとを「見守りの主体」として強制する「第二の個人化」の存在と、監視技術としての情報技術による「共在」のないケアという身体感覚の変容の可能性を指摘している。

このように、ライアンの監視社会論について検討してきた上で、第7章では結論として、その現代社会論としての特質を次のように指摘している。第一に、情報技術が人びとのコミュニケーションを媒介することによって生じる、現代の社会的な構造変化を記述することができるという点、第二に、ライアンの監視社会論は西欧近代社会の「人間中心主義」が生み出した近代科学技術に対する原理的な批判であるという点、第三に、「監視の両義性」テーゼの構築や、現代の監視社会を「身体の消失」のプロセスとして捉え、これにたいして「再身体化」という倫理を主張するという筋立てを構想しえたのは、ライアンがキリスト教社会学という理論的・方法論的な道具立てを有していたからであるという点である。

一方、ライアンの監視社会論はその根底においてキリスト教的な世界観を色濃く反映した社会理論であるため、その普遍性や一般性において大きな問題を抱えているという点、また、監視社会をめぐる個別の論点について未解決のまま放置されている問題が多く残されているところに、その限界があるとしている。

最後に論者は、「身体の消失」が起こり「データの束」となる現代において必要なのは、監視システムのなかに「管理」と「配慮（ケア）」のバランスを保つ「まなざしの相互性」を確保することであると示唆して、論文全体を結んでいる。

II. 論文審査の結果の概要

本論文は、2013年1月9日の研究科委員会で予備審査委員会の開催が承認され、2013年2月4日の予備審査会を経たのち、2013年3月6日の研究科委員会において、予備審査委員会が指示した諸点を修正・改善することを条件に申請することを認められ、修正された論文をもって2013年3月29日に申請されたものである。

本論文についての審査会は2回にわたり開かれ、本論文の問題設定、中心的論点である「監視の両義性」、近代社会における「身体の消失」とその「再身体化」といった諸点に関する質疑が行われた。その結果、2013年6月14日に開催された審査会において、本論文が一定の水準に達していることを評価し、論文の「問い」の設定に関してさらに完成度を高めるための微修正を条件として、公聴会を開催することとした。同7月1日に開催された公聴会及び最終試験では、申請者の報告、質疑への応答ともに博士論文の水準を十分に満たしているものと評価され、その後の最終試験を経て、審査委員会は全員一致で本論文を博士の学位を得るのに相応しいものと認め、合格とした。

本論文は、以下の点に高い評価が与えられた。第一に、ライアンを正面から取り上げ、これまで注目されてこなかったライアン像の重要な側面を提示している点である。

これまで、ライアンの監視社会論は、現代社会論として様々な形で言及されてきたが、その多くはライアンが本来措定していたはずの文脈から離れて、みずからの文脈でその重要性を強調するために、その問題の代表的な論者の「記述」として部分的に引用されることがほとんどであり、これを理論的に本格的に考察した業績は存在していなかった。論者はこうした日本におけるライアン研究の不在の状況を「言及されるけれども、論じられない」と描写している。

本論文はこうした中であって、ライアンを初期のキリスト教社会学にまで遡り、さらに方法的な背景にも詳細な検討を加えて、『監視社会』という主著を中心とした全体像にパースペクティブを与えた。そこで得られた知見は、近代的人間像を自明の前提として受け入れるのではなく、多くの論者により触れられてきたライアンの論点とは異なる形で提起された明確な「問いの構図」を構成している。

第二に本論文は、これまでの監視に関する議論の地平に新たな枠組を加えたものと評価できる。従来の「監視」に関する議論は、本論文の4章で取り上げている、法哲学者の大屋雄裕と安藤馨の議論についての対比的検討に見られるように、「自由」か「功利」か、あるいは、「人権」か「安全」か、といった形の二項対立をなすことが圧倒的に多かったといえる。この点は、日本における「監視」に関する議論が、「管理社会論」から引き継がれ、「管理社会論」と「監視社会論」とはしばしば、ほぼ同一視されてきたことから理解できる。論者がライアンの監視社会論には、こうした議論の地平を越えていく視点があるという点を指摘しえたことは大きな成果である。

ライアンが示しているのは、そもそも「監視」とは近代の基本問題としての「身体の消失」という問題と不可分であるという点である。近代においては対面相互行為状況が遠隔化、間接化し、それまでそこに必然的に付随していた「身体性」が喪失し、それを代替するものとして人びとのコミュニケーションが情報技術によって媒介され

るという「監視」の構図が生まれたとしている。

フーコーをはじめとして、監視社会に関する議論に頻繁に登場するベンサムのパノプティコンに関しても、論者はライアンのこれに対するスタンスを慎重に検討し、ベンサムが「神の全能」を人間化し、「神の代替物として」物象化する中でパノプティコンを構想したのに対し、ライアンはその西欧近代社会に特有の「人間中心主義」を「全知のパロディ」として、これに対する原理的な批判を行っているという形で示している。こうした視点は、ライアンの業績を、キリスト教社会学にまで遡って検討した本論であるからこそ到達し得た視点であるといえる。

第三にライアンの監視社会論をささえている三つの論点を明確に示している点である。ライアンの監視社会をめぐっては、本論文が取り上げたような「監視の両義性」や「身体の消失」とその「再身体化」、「ポストモダニティ」と監視社会といった論点は、これまで少なくとも日本の研究者によっては正確に理解されてきたとはいえない。その背景には、ライアンの独特なレトリカルな語り口、キリスト教的「倫理」の射程についての無理解、ないし軽視、さらには監視社会に関する「国家権力と管理」「プライバシー擁護論」などといった、いわば自動化された論理装置の影にあって見えにくくなっていた事などがあげられよう。

本論では第1の論点である「監視の両義性」テーゼは、「なぜ監視の両義性が失われたのか」という問いのもとで現代の監視社会を分析していくことであるとしている。「監視の両義性」における「管理」の側面では情報技術の発達により、「人間」は抽象的・非身体的な「データの束」として扱われ、本来「人間」がそなえていた意識・価値・理念といった概念が駆逐されていく。他方「配慮(ケア)」としての側面では、情報技術によって媒介された「監視」は、ローカルな対面相互行為を完全に代替することはできないという意味で、技術そのものが分断の役割を果たすという形で捉えている。

ライアンは、功利主義の科学技術への侵入は、科学による神の代替を進行させ、「管理」の側面だけを膨張させ、その結果、本来的に「監視」が有していた「両義性」が失われていったことが現代における監視社会の問題性であると把握していると指摘している。

本論の第2の論点である、ライアンの「再身体化」の倫理については、その背景に「キリスト教的人格」の概念を想定している。論者は、これは近代的な「自律した個人 (autonomous individual)」ではなく「闘争ではなく慈悲によって、理性ではなく信仰によって到達することのできる、責任ある人間」を指すとしている。自律的な「近代的個人」という擬制＝フィクションに抵触せずに方法的な解決を導きうるのは「信頼」という立場であるという。大屋や安藤が、監視社会における近代的個人の主体性や自由といった概念をどのように価値づけるかという地平で議論を展開しているのにたいして、ライアンはそうした地平とは異なる地点に立っている。つまり「監視」を近代的個人の外側ではなく、「監視」を「コミュニケーション」において捉え、「監視」という「コミュニケーション」を可能にする技術に社会的な位置づけを与えること。技術を社会の超越的な審級の座から引きずりおろし、主体とともにあるような私たちで技術を飼いならすためにライアンが採用した、方法的な戦略であると論者は捉

えている。

これらは、ライアンのキリスト教的社会倫理にもとづく社会分析を、たんに「前近代的思考」を回帰させることによって成し遂げられたのではなく、社会学をはじめとする「近代的思考」を相対化することによってはじめて到達しえたものとして、正面から捉えたことによる成果であるといえよう。

本論は「ポストモダニティ」概念をライアンの監視社会論をささえる第3の論点として捉えている。ライアンは、情報技術の絶え間ない発達をささえているのは「文化的強迫観念」としての現代の「技術信仰」であると捉えている。こうした情報技術に媒介された現代の「監視」は「非身体的な社会統合」のひとつの局面として捉えうる。したがって論者はこの過程もまた「身体の消失」という事態であり、それに対置するのが「再身体化」という倫理であると捉えている。またライアンは「ポストモダニティ」を、モダニティにおける「進歩」の観念が供給する「意味」の枯渇によって出現するとしている。このようにして意味秩序が解体し、社会の身体的な統合様式が機能しなくなった「ポストモダニティ」を、非身体的な統合様式によってつなぎ止めているのが現代の監視社会だというのが、ライアンの見方であるとの理解を示している。

このように、本論文は監視社会に関する、あるいは、情報環境と人間の関係に関する問題の構図を、あくまで、ライアンの議論に寄り添う形で展開してきた。本論文はライアンのキリスト教社会学の立場が示す、近代を相対化できる視点の可能性を、監視社会についての議論において示したといえる。しかし、なお、このキリスト教社会学、キリスト教的人格、キリスト教倫理といった形で語られる視座構造とキリスト教信仰とは切りはなした形で回収可能なのか、あるいは、キリスト教とその視座構造とは結局不可分なのかといった点には答えられていない。したがって、依然としてキリスト教社会学という「特殊な」視点による監視社会論であるという解釈からも、完全には脱していない。本論で示された、ライアンの非常に明確な監視社会についてのパースペクティブに対して、一定の方法的な判断を下すという課題が残されている。

また、本論文も結論部で指摘しているように、ライアンの問題の構図には、具体的な個別論点やその取るべき方策において、欠落が見られる。現在、ビッグデータ時代といわれる中で、ますます巨大な規模で、精密な監視が進行していることも事実である。審査の過程でも、そうした現実が論者の今後の課題となるであろうとの指摘がなされた。これもまた、本論が課題として残したものであるといえよう。

予備審査、本審査それぞれの修正過程において、審査委員からの要求を越えて、論旨の補強、一貫性と理論的視点の深まりが見られた。予備審査の段階と比較すれば、瞠目すべき飛躍的向上が見られたことは、審査委員が高く評価するところである。公聴会での報告と質疑への応答は、申請者が本論文の成果に十分に自覚的であり、優れたものであったことを付け加え、審査委員会はこの、本論文が博士（社会学）学位論文としてふさわしい水準にあることを、一致して認めるものである。